

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について
(小杉インターパーク地区地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画小杉インターパーク地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	小杉インターパーク地区 地区計画	
位 置	射水市上野・入会地の各一部	
面 積	約 1 1 . 0 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、富山高岡広域都市計画区域の東西のほぼ中央に位置し、国際拠点港湾の富山新港にも連携する国道 4 7 2 号に直結している。また、国道 8 号とともに県内を東西に結ぶ県の第 1 次緊急通行確保路線に位置付けられる北陸自動車道の小杉 I C にも隣接しており交通の利便性にも優れている。</p> <p>本地区計画を定めることにより、地理的利便性を活かし、地域活性化はもとより、常時大量物資（商品）を保有し災害時における救援物資の供給・集積・配送拠点となりうる集客及び物流機能を主体とした新たな広域的な交流拠点の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、新たな広域的な交流拠点の形成を図ることを目指し、適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途と規模を制限するとともに、丘陵地の自然や景観との調和に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境との調和や良好な景観形成に十分配慮する。このため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠の制限、及び、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	小杉インターパーク地区 地区計画	
			地区の面積	約11.0ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日用品及び物品販売業を営む店舗 2 飲食店 3 児童福祉法第59条の2に規定する届出が必要な保育所 4 地場産物加工販売施設 5 自動車車庫 6 倉庫 7 工場（ただし、作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの） 8 自動車修理工場 9 給油所（ただし、準工業地域において立地が認められる規模に限る） 10 上記建築物に附属するもの 		
		建築物の容積率の最高限度	20/10		
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10		
		建築物等の壁面位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、調整池水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0m以上とする。		
		建築物等の高さの最高限度	20.0m		
		建築物等の形態、意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>屋外広告物は、本地区計画区域内の建築物の用に供する広告物で、形態等の意匠は周辺環境に配慮したものとす。</p>		
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生垣又は植栽 2 透視可能な鉄さくやフェンス 				

区域は計画図表示のとおり